

令和 5 年度 鹿沼市 水道事業会計 予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度鹿沼市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 給水戸数 | 34,800 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 10,574 千立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 29,000 立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益		1,686,874 千円
第 1 項 営業収益		1,431,619 千円
第 2 項 営業外収益		255,245 千円
第 3 項 特別利益		10 千円
	支	出
第 1 款 水道事業費用		1,653,348 千円
第 1 項 営業費用		1,519,177 千円
第 2 項 営業外費用		124,151 千円
第 3 項 特別損失		20 千円
第 4 項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 850,046 千円は、当年度分消費税資本的収支調整額 186,195 千円、当年度分損益勘定留保資金 512,475 千円で補填するものとする。更に不足する額については、利益剰余金を取り崩して補填する。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		1,854,791 千円
第 1 項 企業債		1,498,600 千円
第 2 項 出資金		49,614 千円
第 3 項 補助金		153,947 千円
第 4 項 負担金		151,553 千円
第 5 項 貸付金返還金		1,067 千円
第 6 項 固定資産売却代金		10 千円
	支	出
第 1 款 資本的支出		2,704,837 千円
第 1 項 建設改良費		2,392,829 千円
第 2 項 企業債償還金		303,008 千円
第 3 項 国庫補助金返還金		4,000 千円
第 4 項 貸付金		5,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管布設替事業	千円 270,000	証書借入又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率見直しを行った後においては当該利率の見直し後の利率)	政府資金の融資条件又は銀行その他の借入れ先との協定による。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。
配水管新設事業	147,600			
浄水場改修事業	1,081,000			
計	1,498,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 224,561千円

(他会計からの補助金)

第9条 旧簡易水道事業債利息の一部及び児童手当の給付に要する経費の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,837千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和5年2月21日提出

鹿沼市長 佐藤 信